

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先

次のような方からの相談を受け付けています。
▶発熱などの症状がある方
かかりつけ医のいない場合や相談先に迷っている場合などの相談に対応します。かかりつけ医のいる方は、かかりつけ医に電話でご相談ください。
④東京都発熱相談センター ☎03-5320-4592 (24時間、土・日曜日、祝日を含む毎日)
④多摩小平保健所 ☎042-450-3111 (平日午前9時～午後5時)
▶接触確認アプリ「COCOA」の接触通知を受けた方
濃厚接触の可能性があった旨の通知を受けた方からの相談に対応します。電話番号は通知を受けた方へアプリ内でお知らせします。
なお、アプリの最新情報は、厚生労働省のホームページ(『厚生労働省 COCOA』で検索)をご確認ください。
※医療機関に電話でご相談の結果、受診の必要がある場合には、医療機関の指示に従って受診してください。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。
【新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口】
▶感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など
④東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター ☎0570-550571 (午前9時～午後10時、土・日曜日、祝日を含む毎日)
※ナビダイヤルです。通話料は最初のガイダンスでご確認ください。
【聴覚障害のある方などからの相談】 ☎03-5388-1396

1月26日は「文化財防火デー」

東京消防庁では1月26日を中心に文化財を火災や地震などから守るため、自衛消防訓練の実施などを呼びかけ、将来に継承すべき貴重な財産である文化財の火災予防を推進しています。市内には旧森田家主屋(下宿二丁目)、日枝神社(中清戸二丁目)、円通寺(下宿二丁目)などの文化財があります。先人たちが残した重要な文化財を火災や地震から守り、後世に伝えるためにも、地域ぐるみで文化財を守りましょう。
④清瀬消防署 ☎042-491-0119

令和3年第4回定例市議会

第4回定例市議会は、令和3年11月30日から12月17日まで開催され、令和3年度清瀬市一般会計補正予算など、市長提出議案15件が可決・承認されました。
また、議員提出議案2件が可決され、陳情1件が採択されました。
以下に、主な議案についてご報告します。
■令和3年度清瀬市一般会計補正予算(第6号)
新型コロナウイルス感染症への対応策として、感染予防措置を継続して展開するほか、売上が減少した中小企業であって国等の月次支援金受給事業者に一律10万円を支給するなど企業経営への支援を実施します。また、感染予防の拡充等に向けて市民が安心して読書を楽しめるよう図書館に電子書籍を整備するなど、総額1億4,627万2千円の補正予算が、全員賛成で可決されました。
■令和3年度清瀬市一般会計補正予算(第8号)
新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響がさまざまな人に及ぶなかで子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、臨時的特例措置として18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する「子育て世帯等臨時特別支援事業」を実施するため、補正予算を編成するものです。
中学生以下の児童がいて、市から児童手当が支給されている世帯への年内支給を目指し、総額5億1,997万7千円の補正予算が、全員賛成で可決されました。

■清瀬市事務手数料条例の一部を改正する条例
市は、コンビニエンスストア等に設置しているマルチコピー機を利用し、マイナンバーカードを用いて住民票の写し等の交付が受けられる「コンビニ交付」を実施しています。
利便性の高いコンビニ交付の利用促進を図るため、コンビニ交付を利用した場合の証明等の事務手数料を軽減するなどの一部改正をします。
■公共施設の指定管理者の指定について
公共施設を効率・効果的に運営するため、清瀬市指定管理者選定委員会における審査の結果、次の各施設の指定管理者の指定を行いました。
【清瀬市障害者福祉センター】
指定管理者：社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会
指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
【清瀬市子どもの発達支援・交流センター】
指定管理者：社会福祉法人 嬉泉
指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
【清瀬市立学童クラブ(八小学童クラブ、中清戸学童クラブ、清瀬小学童クラブ、十小学童クラブ)】
指定管理者：特定非営利活動法人子育てネットワーク・ピッコロ
指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
④議会事務局議事係 ☎042-497-2567

新型コロナウイルス感染症対策事業

PayPayで最大30%戻ってくるキャンペーン
まだまだ開催中！

期間中に市内の対象店舗でコード決済サービス「PayPay」による支払いを行うと、後日決済金額の最大30%がPayPayボーナス(出金・譲渡不可)として付与されるキャンペーンを1月31日(月)まで実施しています。この機会に市内のお店を利用してみませんか。
④1月31日(月)まで【付与上限】1回につき5,000円相当、月15,000円相当まで【対象店舗】店頭のパスター、清瀬商工会ホームページ、PayPayアプリからご確認ください(大型店、チェーン店などは対象外)
④清瀬商工会 ☎042-491-6648
清瀬商工会ホームページはこちら

新型コロナウイルス感染症対策事業

清瀬がんばるお店応援キャンペーン(第3弾)
開催決定！

期間中に市内の対象店舗でお支払い1,000円ごとに、次回利用できる300円分のチケットを配布するキャンペーンの第3弾を実施します。昨年の第2弾から、一部内容を変更しています。ご確認のうえご利用ください。
【チケット配布期間】2月1日(火)～20日(日)【チケット利用期間】2月21日(月)～3月13日(日)【配布上限】1会計あたり15,000円相当まで
【対象店舗】店頭のパスター、清瀬商工会ホームページなどをご確認ください
④清瀬商工会 ☎042-491-6648
清瀬商工会ホームページはこちら

清瀬市事業継続支援金

一律10万円
1事業者1回

市と清瀬商工会が連携し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言などの影響により、売上が減少した中小企業者等を支援するために、国の「月次支援金」または都の「東京都中小企業者等月次支援給付金」の給付を受けた事業者に対して一律10万円を支給します。
【対象事業者】次のすべてに該当する事業者。①清瀬市内に主たる事業所がある中小企業者またはフリーランスを含む個人事業者②国の「月次支援金」または都の「東京都中小企業者等月次支援給付金」の給付を受けた事業者③今後も事業を継続する意思を有していること
と
【給付金額】一律10万円(1事業者1回)
【必要書類】申請書や国・都の月次支援(給付)金の給付通知書の写しなど(申請書は市および清瀬商工会のホームページからダウンロード可)
【申請期間】令和4年1月11日～2月28日(当日消印有効)
【申請方法】2月28日(当日消印有効)までに簡易書留などの配達記録が残る方法で〒204-0022 松山2-6-23清瀬商工会へ④清瀬商工会 ☎042-491-6648、産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052

令和4年度
会計年度任用職員(専門職)を募集

募集

区分	受験資格	人数
一般事務	パソコン操作(文書作成ソフトおよび表計算ソフトの基本的な知識を有し、文書レイアウト、関数などの機能を活用できる)および適切な接遇ができる方	若干名
消費生活相談員	消費生活相談員資格(国家資格)、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する方(消費生活センター勤務予定)	
心理相談員	臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有する方(資格取得見込みを含む)で、発達検査ができる方(教育支援センター教育相談室勤務予定)	
子ども家庭相談員	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保育士のいずれかの資格を有する方(子ども家庭支援センター勤務予定)	
教育管理職支援員	事務職(民間企業等)の経験があり、文書作成ソフトおよび表計算ソフトなどの基本的なパソコンスキルを有する方(市内小・中学校勤務予定)	
学芸員	①②の要件をすべて満たす方(郷土博物館勤務予定) ①博物館法に基づく学芸員の資格を有する方(資格取得見込みを含む) ②大学もしくは大学院で考古学または歴史学(日本史)の専門過程を履修し、卒業(卒業見込みを含む)した方	

【募集要項】1月17日(月)～2月3日(木)の平日午前8時30分～午後5時に職員課で配布(市ホームページからもダウンロード可)④⑤2月3日必着で、平日午前8時30分から午後5時までに所定の用紙に必要事項を記入し、資格を証明するものの写し、その他募集要項に記載した必要書類を添えて直接窓口または郵送で職員課職員係 ☎042-497-1843へ